

Title	公共財の理論：制度的側面からの再検討
Sub Title	The theory of public goods : re-appraisal from the institutional aspect
Author	黒川, 和美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.10 (1973. 10) ,p.778(72)- 790(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19731001-0072
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731001-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共財の理論

—制度的側面からの再検討—

黒川 和美

始めに 問題の所在と分析の視点

I 公共財の概念

- (1) 定義
- (2) 結合供給の概念を発展させて
- (3) 重複しない2つの議論

II 集合財の考え方

- (1) 財の分類 シュタイナー型
- (2) 財の分類 ブキャナン型
- (3) 制度が生む安定供給というサービス

III 集合的行動

- (1) 二重のルール化
- (2) 公共的集合的行動
- (3) 価値の乖離

IV 政治的決定

- (1) 公共的供給が同意されやすい環境
- (2) 公共的に供給されやすい諸性質
- (3) 一般論を放棄して
- (4) 政治的決定に生じる問題

V おわりに

始めに 問題の所在と分析の視点

アダム・スミスが政府の役割について語って以来、公共財をめぐる議論は課税の議論を中心⁽¹⁾に常に分析の対象となってきた。そして、現在では、経済政策論の主要分野を公共経済学の名に変えつつ、また、最適体制の模索を担う社会システム分析の重要な対象として、公共財の供給形態がクローズアップされようとしている。その間に、サミュエルソンの公共支出の理論⁽²⁾が登場し、公共財という財の性格が市場の失敗を生じさせ

るケースの克服が議論の中心的地位を占めるようになった。しかし、ここでは、市場と計画の最も望ましい組み合わせを考える最適体制の模索の鍵を握る公共財供給形態を考える足がかりとなる議論として、集合的行動の議論を採用しつつ、制度の問題としての公共財を考えてみたい。

今日でも、(1)最適資源配分という経済学の領域に関わる議論と、(2)公共財供給の制度に関わる政治的問題が相互に切り離されて議論される場合が多い。しかし、われわれの身の回りに、市場の失敗という名で生ずる問題が目立ち始めるや、(1)の議論を包摂する形で(2)の議論が強くなり、また財政運営システムの公正さを追求する議論が公共経済学を中心となりつつある。

こうした議論の流れの中で、“公共財”という用語は、サミュエルソンの定義による「完全集合的消費財」として使用され、また一方「公共的に供給される財」としての通俗的な定義が存在し、同一用語が二重に使用されるようになって、公共財に関する議論を不明瞭にしている。そして、サミュエルソン流の分析が盛んとなった為に、後者の常識的な公共財の定義が非科学的な響きさえ与えるようになった。しかし、最適な経済社会システムを追求しようとする時、われわれにと⁽³⁾って重要な問題は、“Which goods should be public?” “一体どんな財が公共的に供給されるべきか?” ということである。しかし、後に述べるように、この問題は、いわゆる経済学からのみでは答えることの出来ない問題であり、究極的には政治哲学の領域に踏み込む

注(1) 課税理論の展開は、マスグレイブ、ビーコック編 (M-7) に収録されており便利である。このイントロダクションでのサーベイは手短かで要領を得ている。また石井敏「公共財理論の展開とその現代的評価」(経済評論, 1972, 10) は、初期の議論の手短かなサーベイと公共財の理論に対する批判を与えている。

(2) サミュエルソンの議論の展開は、(S-1)(S-2)(S-3)(S-5)においてなされた。

(3) Which goods should be public? は、ブキャナン (B-8) の第9章のタイトルである。このノートのIIの(2)は、その部分での議論である。

ことになるかもしれない。民主的な社会では、「公共的に供給されることが社会において同意されやすい財」を公共財の候補とし、「公共的に供給されていることが公共財であることを保証するという説明的な定義がなされてしまうであろう。また、公共的に供給されるべき財が答えられたとしても、「どのような供給形態をとるべきか？」という問題が残されている。すなわち、負担の問題、需要の測定、価格の決定といった問題から、公共投資基準や民間投資との投資の組み合わせ、より大きくは、公正な財政運営システムにまで展開する議論である。

このノートでは、最初の“Which goods should be public?”を検討する中で、最適体制に向う時、今後の公共財に関わる議論の進められるべき方向を示そうとしている。公共財に関する経済的理論は、既に、形式的には完全な分析を持っている。しかし、それらの分析は、多くの困難な仮定の上に成り立っており、現実には、公共的に供給されるべき財、公共セクターの役割を考えることはしていない。なされるべき仕事の多くは、政治的分野にあり、経済学の広域化であると考えられる。

I 公共財の概念

(1) 定義 公共財の定義についての混乱は用語の重複使用を生じさせ、議論を余計に煩雑にさせている。主な定義は2通りであり、その1つは、サミュエルソ

ン、マズグレイブ、ドーフマン等の定義⁽⁴⁾による“完全集合的消費財”としての公共財である。マズグレイブによれば、(i)消費における非競争性 (non-rivalness)、つまり、消費における正の外部効果 (beneficial consumption externality) が存在すること、(ii)消費における排除不可能性 (non-excludability) が存在することであり、この両者は別々の特徴であり、必ずしも合致するものではなく、各々異なった役割を演ずると述べて定義している⁽⁵⁾。また他の1つは、バーザル等の⁽⁶⁾ような、「公共財とは政府の財政予算により実際に提供される、或いは、補助される財や用役のいかなるものをも示す」という定義である。国家の力を喚起することを内容としたこの定義に制度的要因を加えて公共財を定義するフォルテ、ヘッド・シャープ、ミナシアン、シュタイナーの議論、そして、このノートの中心となる結合供給の概念を展開したブキャナンや、同様の概念を集合的行動として把えて展開するワイズブロードやゼックハウザー等の公共財の定義も、制度的側面重視の議論である⁽⁷⁾。単に、公共的に供給されることをもって公共財が規定されたとしても、何故公共的に供給されたかを語るものではなく、それ故、制度的要因から接近することが意味を持っている。シュタイナーの定義は、「公共的に生じさせられた、或いは、提供された集合財は公共財である」というものである。しかし、その時には、集合財の概念を説明しなければならない。集合財とは、シュタイナーにとっては、ブキャナン流の結合供給の概念で語られる供給活動、すなわち、集合

注(4) サミュエルソンの定義は、(S-1)(S-2)(S-3)で少しずつニュアンスが異っているが、殆んどマズグレイブが(M-5)で、社会財の性質としてあげているものと同じであり、ドーフマンも(D-5)で、非排除性に力点を置いて同様の定義を行っている。このような定義は、W. J. Baumol, *Welfare Economics and the Theory of the State* (Cambridge, Mass, 1952) でなされている他に、R. H. Strotz, “Two Propositions Related to Public Goods”, *Review of Economics and Statistics*, vol. 40, pp. 329-331, Nov. 1958. H. R. Bowen, “The Interpretation of Voting in the Allocation of Economic Resources”, *Quarterly Journal of Economics*, vol. 58, pp. 27-48, Nov. 1943. A. Breton (B-2) でなされている。

(5) マズグレイブは、公的供給がなされること、そしてその時、予算を通して供給される場合を問題としている。彼の述べた2つの性質は、その公的供給に託される候補財に特有のものとしているので、彼は制度的規定を重視していると考えられる。

(6) William, C. Birdsall, “A Study of the Demand for Public Goods”, in R. A. Musgrave (ed.), *Essays in Fiscal Federation*, Washington, The Brookings Institution, 1965, pp. 235-292.

(7) F. Forte (F-1), J. G. Head and C. S. Shoup (H-3), J. R. Minasian (M-2)(M-3), P. O. Steiner (S-8), B. A. Weisbrod (W-1), R. Zeckhauser (Z-1), これ等の人々が、すべて明確に公共財を定義しているわけではないが、これ等の人々は、供給ののぞましい規模について、または、どのような財が公的に供給されるか、または、集合的に供給されるか、といった制度の問題を扱おうとしている。マズグレイブもこの中に入るであろう。ブキャナンも同様である。

(8) シュタイナーの集合財の定義は、あまり明確ではない。「『集合財』は必ずしも集合的消費財ではない。集合財は人々のうちのある部分が集合的に欲し、自由市場が生産する以外の様々な財やサービスに対して、支払う用意がある時に発生する。集合財が存在する為には、(1)私的市場が生産する代替物との間に質量に関して明らかに違いが存在し、(2)その違いに対するの需要が存在すれば良い」と。

的行動によって供給される財、用役の意味として使われている。⁽⁸⁾

(2) 結合供給の概念を發展させて ブキャナンは、マーシャルの結合概念を發展させ、公共財理論に必出の外部性と結合供給の概念とを結びつけ、消費における外部性と供給の形態を一体化したモデル(クラブ財の理論)を考えた。すなわち、マーシャルの結合供給の概念(牛を育てる時、皮と肉とミルクが同時に供給されたり、小麦を育てる時、麦わらが同時に供給されるという概念)から、共通の生産等の活動から複数の人々に対する供給が行われる場合を考えている。この議論は、よく考えるならば極く当然の常識的な内容であるが、それ故、注目に値し、一層の議論の展開を必要とすると考えられる。それは、分業、協業による収穫増(費用減)確保の人々の行動プロセスであり、われわれに経済的進歩を約束する歴史的過程であるのであり、技術進歩(人々の知識の進化をも含む)の支柱である。マーシャルが述べた結合供給は、偶発的に生じた外部性を語る概念であり、ブキャナンのその使い方は、人々が最適化行動を意図的に追求する場合に採用しようとする共同行為、すなわち、集合的行動の概念なのである。

サミュエルソン等の定義と制度的要因を重視しつつ公共的供給こそ定義の本質とする2つの定義は、殆んど重複する内容を持たないが為に、一方の公共財の名称を他のものと変更すれば、重複使用による煩雑さは除かれる。そこで、サミュエルソン、ドーフマンが公共財と名付け、マスグレイブが社会財と名付けた性格を有する財に、ここでは集合財の名を与えれば良いと考えている。このことは後述するとして、2つの定義をめぐり議論に重複し、互いに矛盾する部分が存在しないことを少し述べておきたい。

(3) 重複しない2つの議論 「サミュエルソンモデルが直接的に公共支出の問題とかかわっていないこ

とを理解することは重要なことである。むしろ、それは市場の失敗のモデルである。パレート最適達成の必要条件が自動的に満足されないという意味で、彼という“公共的”消費財を組織化しているシステムの中で、市場が失敗するということである。ここで2つの事実を見なければならぬ。(i)は、たとえ公共財と名付けられたとしても、パレート最適達成の為の必要条件を満足する価格機構の失敗が生産や分配の為の関連装置を単純に公共的所有や、また公共的法制化を形作るものではないということである。(ii)は、或る財がそれがたとえ公共的消費財であっても、市場において分配されるという下での制度的調整は価格機構の遂行の特質を決定する場合の重要な役割を遂行する。⁽⁹⁾これはデービス、ウィンストンのサミュエルソンに対する批判であり、同様の批判で有名なものにミナシアン⁽¹⁰⁾のものがあつた。これ等の批判は、サミュエルソンのポーラーケースでの議論を中間的財にまで拡大し一般化を図り、準公共財の理論を企てたマスグレイブ、ブレトン、トリソン、ホフマン等にもあてはまる。彼等は、それぞれ意思決定モデルを導入し、最適公共支出の理論の進歩を促した。しかし、サミュエルソンをはじめ、彼等が供給の形態や価格決定の為の当為の議論を行わないのは、それが、公共支出の自発的交換理論の大成化の途上にあるからに他ならない。サミュエルソンは、自ら、彼の業績が、ザックス、ヴィクセル、リンダール、マスグレイブの議論の路線上の大成化であり、自発的満場一致の過程という政治プロセスとリンダール解という市場的解決がすべてであることを語っている。この一連の議論にとっての重要な問題は、公共財という市場の失敗を作る消費における外部性という概念の理論的克服であつた。サミュエルソンは、制度の問題に対して、「不幸にも、私の惑星は動き出したばかりで時間がない」と未追求の部分として語り、マスグレ

注(9) Otto, A. Davis and Andrew, B. Whinston (D-1)

(10) Journal of Law and Economics 1964 (M-2)(S-4) でなされたミナシアンとサミュエルソンのT.V.についての公共財論争は、重ならない2つの議論についての論争であつた。この論争は、ミナシアンの議論に分があると思われる。何故なら、サミュエルソンの議論はこのノートでも示す通り、制度の問題に立ち入る手だてをもっていないからである。ミナシアンの議論は、T.V.はサミュエルソンの定義によれば純粹公共財である。しかるに、民放もあれば、スクランブラー装置によって料金をとることも出来る。つまりサミュエルソンの定義は、公共的供給を語るものではないというものであつた。

(11) A. Breton (B-2)(B-3), R. D. Tollison (T-2), R. N. Hoffman (H-4) これ等の議論は最適公共支出の理論の内に、政治プロセスを含ませたモデルを進めている。それ故、ブキャナンのクラブ財のモデル(規模の変化による負担の変化の中で支払い額を自発的に決定するモデル)等と内容は近いものとなつている。しかし、前者はパレート最適の条件に、後者は最適規模にと重点の置き方が異つているように思われる。

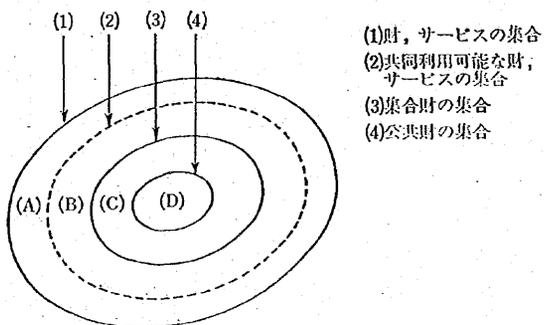
(12) サミュエルソン (S-3)

イブやマーゴリスの展開に期待するに終っている。サミュエルソン等の成した業績は、制度の問題が解決される時、経済学の領域にある問題の理論的解決の可能性を立証しているのであり、制度的要因から公共財を定義しようとする人々の議論の対象と重複する部分が存在しないのである。サミュエルソンにとって、オムニセントなレフェリーとしての政府と、シャドウプライシングの機構は、彼の理論が真価を発揮する為の欠くべからざる装置なのである。

II 集合財の考え方⁽¹³⁾

(1) 財の分類——シュタイナー型——

図 1



今、図1を考えてみよう。図1は、財をその供給の形態から分類したものである。集合(1)は、財、サービスのすべてを含む集合である。集合(2)は、ブキャナン型結合供給が可能な財の集合である。この財をここでは、共同利用可能財と名付けておく。そうする時、おそらく殆んどの財、サービスは、この集合に属することになる。例えば、下駄を考えてみよう。下駄は、ある主体が個人的に消費することが出来る。しかし、旅館

の共同下駄のように共同で使用する事も出来る。もちろん、下着や歯ブラシは共同利用しにくいけれども、ネクタイや時計といった多くの財、サービスは共同利用が可能である。食物のように、ある人の消費が完全に他の人の消費を排除する財も存在するし、また、人的サービスの個人消費も、消費者がサービス提供者を拘束して支配する限り、他の人の用役享受を排除することになる。こうした財、サービスは、(1)と(2)の差の集合として(A)で示される。ここで注意を要することは、制度が生み出す用役についてである。食糧制度を考えてみよう。お米の消費を考える時、お米は(A)に属する財である。米の生産者にとっても、米の消費者にとっても、米が安定的に供給される制度が生み出す用役は(A)ではない。この時、米は、消費に関して(A)であり、供給形態に関して(2)とすることが出来る。このことから解るように、財の消費における外部性からだけで、その供給形態が決定されるとは決していえないのである。こうした安定供給の制度が生むサービスは、(3)で示されることになる。こうしたサービスは、現実に共同利用されているサービスであり、また、花火や消火器や防火用水のように、その財の性質上、他人の消費を排除しない財も(3)で示す財となる。この財を、ここでは集合財と名付けて、議論の対象としたい。こうした集合財の中で、公共的に供給される財、サービスを、⁽¹⁴⁾“公共的集合財”すなわち、公共財(D)として示される。そして、(3)と(4)の差の集合として示される(C)には、ゴルフ倶楽部、労働組合、生活協同組合といった組織の生み出すサービスや、公衆浴場、防火用水、夜回り制度といった財、サービスが存在する。これらを私的集合財と呼ぼう。ここではシュタイナーの議論を重視して、⁽¹⁵⁾財、サービスの集合(1)、共同利用可能財の集合(2)

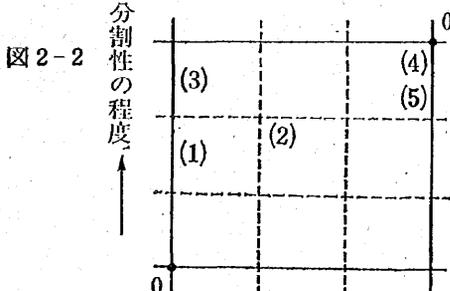
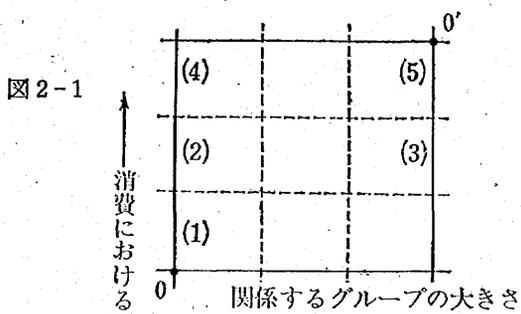
注(13) Collective Goods を集合財と訳している。このノートでは、ブキャナンの結合供給の概念で、費用逦減の確保を媒介にして、集合的行動に移る環境がある場合に集合的に供給される財サービスとして使用している。深谷昌弘「公共財と社会システム」講座、情報社会科学 9、学研、では、共同利用可能財という名を当てている。このノートでは、共同利用可能財のうちで、私的または公的に実際に供給されるものを集合財と規定している。集合財の考え方をとっている人では、シュタイナー、ワイズプロット、ゼックハウザー、デービス、カミアン等があり、集合的行動と結びつけて同様の考え方をする人に、ブキャナンやベストン(M. Peston) (P-1)、政治的モデルとしてのオールソン(M. Olson) (O-1) (Z-2)、オードショック、ライカー、P. C. Ordshook and W. H. Riker, Introduction to Positive Political Theory, 1973. N. Frohlich, Joe, A., Oppenheimer, Oran, A., Young, Political Leadership and Collective Goods, Princeton Univ. Press, 1971. P. M. Burgess and J. A. Robinson "Alliances and the Theory of Collective Action" Midwest Journal of Political Science, vol. 13, 1969, R. H. Salisbury, "An Exchange Theory of Interest Groups" Midwest Journal of Political Science, vol. 13, 1969. 等がある。

(14) サミュエルソンの定義があてはまる財である。

(15) シュタイナーは、私的に対して公的、個人的に対して集合的を対応させ、決して私的個人的、公的集合的だけではなくて、私的集合的な場合が重要であることを強調した。

集合財の集合(3)、公共的に供給される集合財(4)すなわち、(1)に分類し、また、共同利用不可能な完全な個人的消費財(A)、共同利用は可能であるが個人的消費財となっている財(B)、私的集合財(C)、及び公共的集合財すなわち、公共財(D)を分類した。しかし、これ等の集合を区切った区分線は、(2)の破線を除いて、単に、現実に消費されている財の消費形態(供給形態のこともある)によっているにすぎない。重要なことは、一体どの財、サービスは共同利用されるべきであり、その共同利用の為の制度はどうあるべきかを問うことである。私的に共同利用されるべきか、公的に共同利用されるべきか、その決定の要因は一体何であろうか。

(2) 財の分類——ブキャナン型——



0点 $X_i = \sum_{m=1}^n x_i^m$
 0'点 $Y_i = y_i^1 = y_i^2 = y_i^3 \dots y_i^n$

図 2-1 ブキャナンの図

- (1) 完全な個人的消費財
- (2) 家庭用消火器
- (3) 伝染病の予防接種
- (4) クラブ組織のプール
- (5) 純粋な公共財 (国防 etc)

図 2-2 消防システム

- (1) 1杯のバケツの水、家庭用消火器
- (2) 地域防火用水または学校のプール
- (3) 町内の夜回り制度

- (4) 水道と直結した消火栓網
- (5) 消防署

今、図 2-1、2-2 を考えてみよう。この図は、ブキャナンの分類である。横軸には、関係するグループの大きさの程度をとり、縦軸には、消費における不分割性の程度をとる。0点、 $X_i = \sum_{m=1}^n x_i^m$ で示される完全集合的消費財であり、0'点、 $Y_i = y_i^1 = y_i^2 = y_i^3 \dots y_i^n$ で示される純粋公共財をして示される。図 2-1 では、(2)は、家庭用消火器の如く、消費における外部性を有する財であり、影響の範囲の小さいものである。(3)は、(2)と不分割性の程度は同じであるが、外部効果を受ける範囲が非常に大きい予防接種のような場合であり、(4)は、個人々に全く均等に不分割便益を供給するにも拘わらず、ほんの私的な範囲にしか効果が及ばない財、クラブ組織のプールのようなものである。図 2-2 では、(1)一杯のバケツの水、または家庭用消火器、(2)地域防火用水、または学校のプール、(3)町内の夜回り制度、(4)水道と直結した消火栓、(5)消防署システム、といった消防システムの例で考えると、図 2-2 のようになるであろう。図 2-1 での(2)、図 2-2 での(1)は、もう少し右に寄り、図 2-1 の(4)も右にくる方が解りやすいかもしれない。ブキャナンによれば、図 2-1 での(1)(2)(4)は私的の性格が強く、価格原理に基づく私的供給に託され、(3)(5)は公的の性格が強く、公的供給が行われるべきであると述べる。しかし、図 2-2 で示される(1)(2)(3)や、図 2-1 で示される(2)(4)が私的供給のどのような形態をとるべきであるかを、この議論は語らず、すべての社会構成員を強制的に包含するか(法的に認められる場合)、または、必然的に包含せざるを得ない(伝染病の予防の場合)影響をもつ財、サービスが公共的に供給されるべきであることを示唆するにとどまっている。

(3) 制度が生む安定供給というサービス

一杯のバケツの水や家庭用消火器は、たとえ個人Aが私的に所有し、消費したとしても、それは火事に対する備えであるから、Aが消費することは、隣人B、C、Dにとって必然的に外部性を与えることになる。この財の消費に発生する性質がサミュエルソン等の公共財の本質である。Aが消火器を持っていることを知ったBは、消火器を買わず、いざという時には、Aのもとへ走るであろう。Aは類焼を恐れて貸さないわけにはゆかない。もちろん、家庭用消火器の場合には、Bも購入の必要を感じるであろう。しかし、或る町内に防火用水池を作る場合の費用負担、夜回り制度の分担といった場合には、負担を免れ、便益だけを享受しよう

とする傾向が生まれる。排除不可能性の発生である。1人の及ぼす貢献が極めて小さな部分となる時、この傾向が生じる。まして、消防署運営の税負担や消火栓専用水道施設の設置負担になれば、その傾向は一層強くなる。しかし、消防署が市場機構を通してサービスを供給するならば、火事発生と共に、需要者は価格交渉を行い、全家財の価格に近い価格を支払うことを承知しなければならないばかりか、近隣の人々が争って消防車を需要し、火事を起こした者は消すことが出来なくなるかもしれない。それゆえ、だれもが公的供給を望むようになるだろう。そうした財、サービスは、

安定的な供給制度に関する需要と重なって需要されるのが、人々にとって、最も望ましいからである。今、AとBとが相談をして、1つの家庭用消火器を双方が共同で利用出来る場所に置き、BがAに半額支払えば、この消火器は共同利用の為の安定的供給制度を獲得したことになる。この場合のAとBとの交渉は、双方にとって、消費における外部性を介して、同じ便益を得るにも拘わらず、負担を半額にし、Aにとって、Bという free-rider を排除することに成功した交渉なのである。費用通減、外部性、transaction-cost、free-rider 問題等は、公共財に関して生じているのではない。公共

財との関連ではなくて、集合財との関連であり、より厳密には集合的行動 (collective-action) と関連するのである。安定供給制度は、ルール化を意味し、それは集合的行動という次章で述べる二重の意思決定プロセスを経て成立する。このルール化の内容は、A、Bが共に正直に負担を約束し、公平に利用することを決めることである。同じルール化による制度の設立は、夜回りの制度にも、防火用水設置に対してもいえるのであるし、また、消防署を政府が運営する場合にも、財政の公正な運営の一環として、同様のルール化が成立しているのである。さて、それならば、私的集合財を供給する私的集合的行動によって成立する制度と、公共財を供給する公共的集合的行動によって成立する制度の相違は何であろうか。

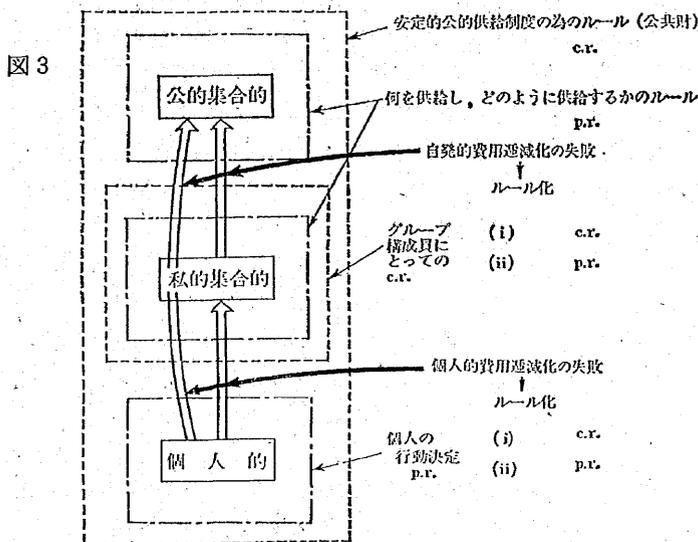


図 4 護身に関する集合的行動

各主体

	(II)	(III)	(I)	(II)	(III)	(I)	(II)	(III)
n_1	ルール化	それぞれ個人個人で消費	ルール化	自警団 用人棒	消費	ルール化	警察 組織 (環境維持 etc)	消費
n_2			ルール化	自警団 用人棒	消費			
n_3			ルール化	自警団 夜回り	消費			
n_4			ルール化	自警団 夜回り	消費			
n_n			ルール化	自警団 夜回り	消費			
	個人規模		自発的組織化可能な規模 (地域的)				社会的規模	
	(1)		(2)				(3)	

- (1) 個人的行動
- (2) 私的集合的行動
- (3) 公共的集合的行動
- (I) C.R.化
- (II) 組織
- (III) P.R.化と組織の行為

III 集合的行動⁽¹⁶⁾ Collective action

(1) 二重のルール化 ここで、集合的行動について考えてみたい。図3、図4で解るように、集合的行動には、黙示的であれ、明示的であれ、ルール化のプロセスは、必須の要件である。このルール化は、機能的に、2種のルール化の重なったものであると考えることが出来る。この二重のル-

注(16) 集合的行動 Collective Action と集団行動 Group Action, 最近では Team's Action といった関係語がある。個々人が寄り集まって共同行為に移る process を重視する時、Collective Action となり、集合のそれぞれの元となる主体の価値判断をベースとしているのに対し、その集団が一主体として行動する時、後二者の名が与えられる場合が多く、このノートでもそれに従っている。ペストン (P-1) は、ここでいう Collective Action を Group Action と呼んでいる。定まった使い方は、未だないようである。

(17) ルを、c.r. (constitutional rules) と p.r. (practical rules) と名付けよう。これ等のルール化は、共に、人間行動の不確実な要素を排除し、克服しようとする意図から生じるものである。c.r. は、力関係によって生じるバーゲニングの歪みを排し、また、交渉相手、共同行為者の背信行動から生じるリスクを回避し、不確実な要素を取り除こうとする為のルールである。この c.r. は、私的集合的行動においても、また、公共的集合的行動においても、各グループ構成員の活動を制約するルールとして機能する。また、p.r. は、それぞれの組織が実際に採用する行為に関する限り決めであり、夜回りを交替で行うか、自警団を結成し、総力を挙げて外敵と闘うか、それとも構成員で出資し、用心棒を雇うか、といった内容の決定である。公共的集合的行動における c.r. は憲法的役割をもち、p.r. は行政法的役割を担うものである。もちろん、この2つのルールは、具体的には、1つのルールの内に包摂されていたり、また、そのルールが黙示的、慣習的である場合が少なくない。

図4は、護身に関する集合的行動を示したものである。そこでは、人々の行動は、(1)個人的行動、(2)私的集合的行動、(3)公共的集合的行動に分かれている。(1)は、行動の規模が個人であることを示しているのであり、組織を必要としないために、c.r. は存在しない。(2)は、自発的に、ないし小地域での人々を包含する組織化である。それぞれは c.r. によって集団組織を構成し、p.r. によって、自警団にするか、用心棒を雇うか、夜回りを決定し、その中で消費の形態や負担の公正さを決定している。これ等のルールは、明らかに、集団構成員に制約を課すので、同時に、threat-systemを持つことになるであろう。(2)の場合に(1)の場合から進展する場合の動機は、結合供給によって、費用逓減(収獲の逓増)を獲得するためであり、それが自発的に進められる場合である。この時の集合的行動に参加する人々が同意し、組織化を成立させる時には、そのルール化という交渉の過程で、すべての構成員がパレート改善的進展を保証される時である。こうした場合を想定した典型的なモデルが、ブキャナンのクラブ財の理論であり、ヤング、オープンハイマー等のポリティカルリーダーシップのモデルである。オールソンの議論も

同様であり⁽¹⁸⁾、また、サミュエルソン等のモデルも、自発的交換の理論(満場一致の条件)とリンダール解の追求するという意味で同じである。既に述べたように、これまで公共財の理論として語られた議論は、ここで示すように集合財について語られたものと考えてことが便利である。そこで、シュタイナーの定義が生きてくるのである。すなわち、「公共的に提供された集合財は公共財である」というものである。今、定義の問題はさ程重要ではない。問題は、公共的集合的行動に移されねばならない理由を見つけることである。

(2) 公共的集合的行動 図3で示したように、私的行動から公的行動へ移る場合の動機は、自発的な交渉による財、サービスの供給に失敗する場合である。どのような場合に失敗するかという問いには、自発的交渉が成立するには困難な程、不確実な要因が大きい場合であると答えるしかない。具体的には、民主制を歪める力の行使がある場合、交渉の規模が大きくなりすぎた場合、個々の主体にとって、長期的なヴィジョンでの利益が見通せない場合、初期の投資が巨大すぎて、投資への自発的な同意が生じない場合、交渉相手に対して信頼がおけない場合、自分自身で消費する確率が極めて低い、消費する場合には多大な負担となる財(PIP財)の場合、目先の利益を個人的に追って行く時、社会的に生じるアンバランスが引き起こす危険の回避(所得分配の問題)等、数多くの場合を想定することが出来る。後章で詳述しよう。

また、公共的集合的行動は、社会の構成員全員に影響を及ぼす、すなわち、強制力によって、free-riderの発生を排除する性格を有している。このことから、供給される財、サービスが画一的となり、選択の余地を狭くするようなマイナスの面も同時に生ずる可能性が存在することも忘れてはならない。

公的に供給される場合の特徴は、社会構成員全員がルール化に参加していることである。われわれが直面する日常の政治問題に対しては、殆んど意見が対立する場合の方が自然であり、そこでは、全構成員の自発的交換の理論や満場一致が成立しないのが当然である。われわれにとっては、1つの公的集合的行動を行うに際して、多次元の問題に対して、交渉及びルール化のプロセスを踏まねばならない。すなわち、飛行場の建

注(17) J. M. Buchanan, "個人主義的アプローチによる政治過程論", D. Easton 編 Varieties of Political Theory 所収。「現代政治理論の構想」大森他訳、勁草書房、で二重のルールが使用されている。

(18) J. M. Buchanan (B-6)(B-7)(B-8)(B-9), N. Frohlich, J. A. Oppenheimer, O. A. Young, Political Leadership and Collective Goods, 1971. M. Olson (O-1)

設に際して、関係するグループ構成員がパレート改善の結果(補償を含む)を得ようとするのは当然のこととしても、もし意見の一致が得られない場合には、一致が得られる為の最大限の努力を要するのであり、また、最終的には、多数決の原理に従うというような決定のプロセスに対して、満場一致の承認が得られることを考えなければならない。⁽¹⁹⁾ 或る提案 A, B, C, D に対して、その支持率が、それぞれ27%, 26%, 25%, 23%であったとし、その時、Aが承認され、全員がこれを認めるような社会の方が、90%, 5%, 3%, 2%の支持でAを承認する社会より、より民主的であるとする議論は、決して矛盾したものではないと思われる。⁽²⁰⁾

ここで問題となっているのは、社会的意思決定の為のプロセスに対する公正さである。図3,4で示した如く、すべての集合的行動の基礎に、個人的行動が含まれている。集合的行動は、個人的行動の寄せ集めを重視し、そのプロセスに注目しているのであり、決して集団行動(Group-action)を意味してはいない。集団行動は、集合的行動によって生じた組織が、また1つの主体として行動をとる場合に、そう呼ばれるものである。われわれは、どのようにすれば、公正な集合的行動をとりうるかは、われわれの意識のレベル、知識のレベル、社会的分業のレベルによって大きく左右されるであろう。

(3) 価値の乖離 価値の乖離は多元的価値を統一しようとして生じるのであり、それは往々にして、組織が構成員の価値の変化に追従出来ない場合に促進される。個人的効用の観点に立って分析が行われる時、「効用の不可測性」「効用の比較不可能性」の克服が探求され、「すべてを自発的行動(市場)へ」そして「最少限の公共財」といった議論と、「補償原理の政策への応用に当って、所得分配の公正な基準をどこに求めるか」といった答えられない議論とが生じる。この時、「価値はどこまで一致出来るか?」という次善の策を求めることを認めることは重要なことである。この時、

ライベンシュタインのいう共同活動領域やアロウ条件に修正を加えたブラウの議論、そしてティンバーゲンの目的と手段のdichotomy(分割)等を考えることは重要である。人々の価値をどこまで一致させられるかは、(i)目的と手段の分割、上位手段と下位手段との分割、その無限な下方的細分化、(ii)地理的行動領域の分散化、中央集権システムから、地方分散システムへの決定の分散化、(iii)組織における権限の分散化、(iv)知識情報付与による合意形成の促進(アロウの条件と抵触する)といった方法を検討することになる。

IV 政治的決定

(1) 公共的供給が同意されやすい環境 生活が豊かになり、住宅事情が改善されるや、公衆浴場の需要が減り、私的集合財としての公衆浴場のサービスは、料金の公定化がなされるばかりか、その運営に補助金が与えられて、安定供給の制度化が企てられてゆく。そこでは公的供給の制度が機能している。大型石油プラントや鉄鋼プラントの導入は、我が国では民間企業によって行われるけれども、開発途上国では、国家的事業となっている。それは、八幡製鉄が官営であったことを考えることと同じである。また、社会主義の国では、すべての財が公共的に供給される機能を有している。このような例を考える時、「公共的供給を以て公共財の議論を行うことは、経済学にとって無意味である」という議論と、「どんな財でも公的供給は可能であって、財の性質から公共財を議論するのは無意味である」という議論が思い出される。この2つの議論は、互いに欠点を持ち、それ故、共に補完しあうべき議論である。「一体、いかなる財が、いかなる環境の場合に、公共的に供給されなくてはならないか?」。そして、それは「どのような公的供給の仕方をすれば、最も望ましいか?」という議論へと発展させなければならない。この場合、「最も望ましい」と

注(19) 例えば、Frankelは、Bureaucracy and Democracyの中で、ある人が、その人が権限を民主的に保存している人であるといわれてよいのは、その権限の下で生きなければならない人達からの自由な選出方法で、その人に権限を持たせるように、その人が選出されている時のことである。しかも、この時、人々は、この人を選ばずに代わりに誰かを選べるといふ代替案をもっており、また、一担選んでしまった後のそれ以降も、それを有している場合であり、更にまた、選ばれた人としては、彼がこの権限を行使する方法について、人々に説明する責任のある時である。

(20) 意見が4分した場合でも、最初のきまりである多数決原理を人々が承認して、27%支持の案を全員で採択するシステムは、非常に民主的である。殆んどどの社会構成員が1つの案の支持に集中することは、制度の硬直化に向かう不安が存在する。もちろん、繰り返して、意見の交換が為された後に、意見が統一しているのであれば、それに優るものはない。しかし、多くの場合、時間に制約され、民主的意見交換のプロセスが損われてゆくのが、われわれの生活する大社会での通例であり、民主的意見交換プロセスは非効率であることも見逃せない事実である。

いう概念は、社会厚生関数として示される。しかし、社会厚生関数は、現実に導入することは出来ない。そればかりか、市場が欠陥を持つものであるという認識⁽²¹⁾が一般化する時、擬似的社会厚生関数は、投票や圧力団体の行動といった政治的なでたてで模索する以外にはない。しかも、人々の社会的厚生関数におけるプライオリティのかなりの部分を、環境の維持や財の安定的供給制度に対する需要が占めていることが判っている。この時、経済学のとり扱う範疇の狭さが、問題の把握を困難にさえしかねない。ティンバーゲンは、「伝統的厚生経済学は、経済分析の終了した後に倫理を考えるのみで、倫理的要素を出来る限り無視しようとした。しかし、私は倫理的選択が最初に為されるべきことを示唆する為に、始めに、社会厚生関数について議論することを好む」と語り、その分析の仕方が対象を限定し、より有意義な分析が可能であると主張する。ミュルダールは、分析の対象こそが重要な⁽²²⁾のであって、手段を経済学に限る必要はないと述べる⁽²³⁾。われわれは、そこで政治的意思決定の問題に入ってゆかねばならない。何故なら、共同利用が可能であり、費用逓減が獲得され、しかも、公共的に供給されることが同意されやすい環境が存在する限り、その財、サービスは、公的供給されるからである。そこでは、同意されやすい性格と、同意されていることがわかる仕組とを考えなければならぬからである。

フォルテによれば、⁽²⁴⁾「外部性、結合性は、補助や移転の理論の基礎を供給するが、供給の公的組織を説明しはしない。私的経済組織より、むしろ、公的組織選択の為には、外部性や結合性以外の性質について説明しなければならない」として、次の5つの要素を、公的供給の条件としてあげている。

- (i) 公的制度として、政府だけが必要な標準のサービスを提供しうるもの。
 - (ii) ある財、サービスの私的組織による供給が、他の私的公的機関の一般的損失を増大させる程、政治力を増大させる時（その防止のルールとして）。
 - (iii) 政治的単位だけが効率的にそのサービスを提供する規模を持ち得る（規模の経済）。
 - (iv) 経済的には可能であるとしても、大規模営利企業が他の企業の自由を脅かす場合（独占弊害の防止）。
 - (v) 他の理由によって既に正当化された政治制度におけるなお利用されていない規模の経済の存在、及び大きな限界費用なしに一定の水準の追加的サービスを託されるもの（財政余剰の有効利用）。
- の5つである。この他に、これを行う、政府、裁判所の必要もあげるべきであろう。

(ii)、(iv)は、公正な取引を妨害する行為を防止するルールであり、(iii)、(v)は、規模の経済についてであり、(i)は、社会保障のような所得分配の問題、そして、JAS, JIS, 食品衛生基準といったものについて語っていると思われる。それならば、政府や法律とその管理機構も含まれるであろうし、(v)には、財政政策の効果等が含まれるかもしれない。われわれが公共財の具体的な例を想定する時、非常にルールのたぐいが多いことに気づく。つまり、公共財は、完全に制度が生み出すサービスであり、制度はルール化と表裏をなしているからに他ならない。

(2) 公共的に供給されやすい諸性質⁽²⁵⁾

(i) 選択需要 Option Demand, ワイズブロードは、選択の確率と負担とが一致しない特殊な場合で、私的供給者が生じない財として、選択需要の存在をあげている。自分には直接必要はないけれど、自分の住む街

注(21) この種の議論は、公害や独占の問題を中心に盛んに行われている。そこで、経済学が今日まで扱ってきた市場を見直す動き、例えば J. Robinson 「経済学の曲り角」「異端の経済学」「経済学第二の危機」、J. Karnai の「Anti-Equilibrium」のような、一般均衡理論の反省と政治経済学への復帰や公共の経済学という政治への拡張がある。ブキャナンは、How should economists conceive the market organization? という自問に対して、「情報を介しての投入産出に関する工学的計算機械といった代物ではなく、個々の人間が彼の能力を擁して自発的に参入する交換の過程であり、個々人は互いに一致に達し、取引（協働）するように観察され、この取引を生じさせ、また発展（進化）させる関係の体系、制度的組み立てが市場であると。ロビンソンクルーソーに生じた問題は、電子計算器の問題である。しかしロビンソンクルーソーとフライデーに生じた問題はまさしく市場の問題である」と。つまり、多元的価値を介して、一つの一致に様々な障害を持ちつつも、到達すること、これこそが市場の問題であり、われわれの必要とする研究対象である。

J. M. Buchanan (B-4) (B-5)

(22) Jan Tinbergen A. Bergson, F. Machlup, O. Morgenstein, Optimum, Social Welfare and Productivity New York University Press, 1972, p. 27.

(23) ミュルダール「社会科学の価値判断」丸尾直美訳。

(24) F. Forte (F-1)

(25) B. A. Weisbrod (W-2)

に、一級の結核療養所が存在することを評価し、また、訪ねてみたいと今は思っていないくても、イエローストン公園がそこにあることを評価する。人々のこうした需要は、直接、その財の需要に対する支払いに結びつかないが故に、私的には供給されない。こうした財は、公的に供給されざるを得ないであろう。

(ii) PIP 財 (probabilistic individual preferences)

R. ゼックハウザーは、不確実性の存在、すなわち将来に亘る情報が正確に得られないが為に、自由市場機構での、リスク回避を目的とした安定な行動選択をとろうとする性向から、集合的行動による財、サービスを、PIP 財の名称で与えている。保険サービスのように、発生の確率が小さく、しかも、発生した場合の負担が多である時、集合的行動による危険回避が行われる。しかし、これは公的供給について直接語るものではない。

(iii) メリット・ウォンツ (Merit wants 価値欲求)⁽²⁷⁾

ヘッドやマスグレイブが指摘するメリットウォンツは、曖昧な概念ではあるけれども、公的供給に移される性格のいくつかを指摘するものである。第三者的立場や専門家、知的エリート層や政府のような立場において、近視眼的な視野でなく、長期的な眼で、先見的に供給される必要が生じる時、それがメリットウォンツである。抜きうち政策である通貨レートの変更や、外交交渉の必要性は、そのまま政府の必要性を語るものとなる。しかし、この概念も、公共的供給を語るものではなく、第三者機関の必要性、メリットクラスーといわれる分業システムの高度化の必要性を語るにすぎない。しかし、革命家が彼の先見で武力蜂起することがメリットウォンツであるか否かは、歴史のみが答えるものであるし、また、公的機関で作られるマル秘文書の扱われ方といった問題は、メリットウォンツとしての基準が存在しない為に曖昧なままとなる。

ブキャナン、カフォゴリスは、メリットウォンツと同様の内容を示す論文で、近視眼的サブシステムの行動の必然的発生と第三者機関の必要性を述べている。

(3) 一般論を放棄して メリットウォンツ、PIP 財、選択需要、そして、外部性、費用逡減、結合供給、不確実性といった要素でわれわれが示すことの出来た

ものは、集合財としての性格にすぎなかった。公的に供給されることを必然化させる要因は、一般的には示すことが出来ない。それ故、結局、「公的に供給されることに対して、同意を得やすい環境があること」という規定以上に議論をすすめることは出来ない。必然化させる要因は、環境そのものの中に存在し、これは、明らかに政治的領域である。そこで、「経済活動の公的私的組織間の選択の原理を作ることに対する規範的経済学の失敗は、基本的には、その分析的欠陥や効用の個人間比較の不可能性にあるのではない。それは経済的考慮だけを基礎として、組織的選択の意味ある規範モデルを求めようとすることから生じた必然的結末としての困難なのである。」⁽²⁹⁾という結論が出されるのであり、「政府活動領域の決定や予算決定の問題は、政治、行政の機構を通して政策が形成され予算化されてくる過程そのものから問われねばならない」という議論に行きつく。

(4) 政治的決定に生ずる問題

(i) Voting-paradox, (ii) 投票者の1票に含まれる意味の不明確さ, (iii) 政治的外部性, (iv) 政治的独占, (v) ideology, (vi) 資源の不移動性, (vii) 代表者と投票者の意思の乖離, (viii) 官僚機構のもたらす非効率, (ix) Marginal-section が投票では出来ない, (x) 少数者は無意味, (xi) 1人1票と能力の無関連性等々、われわれが政治的問題に踏み込もうとする時、これ等の問題が処理されて行かねばならない。投ぜられた1票に含まれる意味は、全く不明である。しかし、この曖昧なメカニズムに、“望ましき” “Optimum” を引き出させねばならない。その時、「……政治は保守的だ。政治は自由主義的だ。政治は社会主義的だ。……どこに重点を置くべきかは、時、場所、環境に、そして人々の気分依存する。しかし、この3つの要素は、いつも、どこかに全部が存在しなければならない。三者間からの対話こそ「進歩」が可能となる。……政治は不当力の行使なく、分化した社会を支配する方法である。これは二重の意味をもつ。歴史的には、利益の相違と道徳的観点との差異とを様々に含む社会が多数あるということであり、倫理的には、正常な人々の間では、調停が強制よりも好まれるということである。……」⁽³¹⁾といった

注(26) R. Zeckhauser (Z-1) (Z-2)

(27) J. G. Head (H-2), R. A. Musgrave (M-5)

(28) J. M. Buchanan and M. Kafoglis (B-13)

(29) J. Burkhead and J. Miner, "Public Expenditure", p. 141.

(30) 林榮夫「財政論」筑摩書房, 1968, p. 379.

(31) B. Crick, In Deffonce of Politics 「政治弁証法」岩波書店.

理想主義者の楽天主張を恋しく思うのである。しかし、倫理に頼っても問題の解決には近づかない。政治決定は、公的集合的行動である。それがめざすものは、多元的価値の統一であり、頼るべき“公正の基準”を生み出すことである。経済学が価値を持ち込むことなく解を与えることが出来たのは、市場の原理を“公正の基準”に置いていたからに他ならない。われわれが、今なさねばならぬことは、“公正な基準”を生み出す、政治的プロセスを確保することである。そこで反省が求められ、「現在必要なことは、公共部門によって市場機構を制約し、それにかわる社会化の原理を拡大してゆくこととなければならない。社会的共同施設、社会的サービスという生活基盤が公共部門によって供給されることが必要である。そして、その供給方式は、価格とは別の、社会的必要の指標によらなければならない」という議論が語られる。しかし、果たして、この社会的必要の指標とは簡単に見つけられるものであろうか。飛行場を作ることと新幹線を作ることと老齢福祉年金の増加と……大蔵省が予算を配分するに当って、その支出項目は、各省のそれを総和すれば1万項目も存在する。それぞれに予算を与え、それぞれの間相対的重要性を、どのように把握すればよいのか、また、その公正な社会的必要の指標がみつかるのであろうか。果たして、社会的必要の指標に基づけば、経済的効率の議論は無視されて良いだろうか、競争関係の緊張型効率型社会と福祉的安定的非効率社会との選択は、人々の志向度をアンケート調査で把握すれば、もうそれで決定されて良いのだろうか。

経済学が広域化し、新たに人々の進む方向を示せるものがあるとしたら、それは何であろうか。

V おわりに

「財が公的か私的かということは、主に神学と政治哲学に依存している。」と述べられる。環境を e 、シス

テムを s 、システムの主體によってとられる政策を P 、成果を 0 、基準を n とする時、基準 n は、 $n(0) = n(f(e, s, p_s))$ として示される。⁽³⁴⁾

人々の厚生は、貨幣的な内容だけでなく、環境、政策、システムから生じる成果とかかわっている。政治システムが見つめるのは価値の基準であって、その基準は人々の判断の集積である。人々の判断は、Muddling through⁽³⁵⁾しながら進む科学の成果によって、正しいものでなければならない。その依拠出来るデータを与える為に、経済学は、貨幣化可能な対象は、出来る限り費用便益分析の進化でその範疇に包み込み、その広域化を図ることによって、投資の基準を、新たな信頼に足るものとしてゆかねばならないし、政治は、存在する不信をとり払い、誰もが納得する社会的意思決定のプロセスを獲得しなければならない。公共支出の理論は、この壮大な経済政治システムの追求にこそ力を注がねばならない。⁽³⁶⁾

〔参考文献〕

- (A-1) Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, John Wilkey, New York, 1951.
- (A-2) "The Organization of Economic Activity: Issues Pertinent to the Choice of Market versus Non-Market Allocation", in J. Margolis and R. H. Haveman (ed.), *Public Expenditures and Policy Analysis*, 1970.
- (B-1) Boulding, K. E., "Beyond Economics", Ann Arbor: the University of Michigan Press, 1968.
- (B-2) Breton, A., "A Theory of Demand for Public Goods", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 1966.
- (B-3) "A Theory of Government Grants", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 1965.
- (B-4) Buchanan, J. M., "Positive Economics, Wel-

注(32) 和田八東「現代日本の国家財政」1972, 日本評論社。

(33) W. H. Riker and P. C. Ordeshock, "An Introduction to Positive Political Theory", p. 267, 1973.

(34) A. Eckstein (ed.), *Comparative Economic Systems: Theoretical and Methodological Approaches*, University of Calif. Press, Berkley, Los Angeles, 1971, Chap. II, J. C. Coopmans and J. M. Montias.

(35) C. E. Lindblom (L-1)(L-2)(L-3)

(36) マスグレイブ(M-6), シック(S-6), シュルツ(S-7), リンドブロムのインクレメンタリズムアプローチや, エチオニアの Mixed Scanning Approach から PPBS といった財政システムの広範な展開が必要とされ, その背後では, Cost-Benefit Analysis や Mixed Investment の議論が公共投資の基準やそのより意味の広い波及効果を示す為に, 幅広く展開されなければならない。

- fare Economics and Political Economy", *Journal of Law and Economics*, 1959.
- (B-5) "What Should Economists Do?" *Southern Economic Journal*, Vol. 30, Jan. 1964.
- (B-6) "An Economic Theory of Clubs", *Economica*, Feb. 1965.
- (B-7) "Joint Supply, Externality and Optimality", *Economica*, 1966.
- (B-8) "Public Goods in Theory and Practice" *Journal of Law and Economics*, 1967.
- (B-9) Demand and Supply of Public Goods, Rand McNally, Chicago, 1968.
- (B-10) Public Finance in Democratic Process, 1967.
- (B-11) Buchanan, J. M. & Tullock, C., *The Calculus of Consent*, 1962.
- (B-12) Buchanan, J. M. & Stubblebine, W. C., "Externality", *Economica*, 1962.
- (B-13) Buchanan, J. M. & Kafoglis, M., "A Note on Public Goods Supply", *American Economic Review*, 1963.
- (C-1) Campa, G., "On the Pure Theory of Public Goods", *Public Finance*, No. 4, 1967.
- (D-1) Davis, O. A. & Winston, A. B., "On the Distinction between Public and Private Goods", *American Economic Review*, May, 1967.
- (D-2) Demsetz, H., "The Cost of Transacting", *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1968.
- (D-3) "Transacting Cost and Public Policy", in *PPBS Compendium of Papers*, 1969.
- (D-4) Dorfman, R., "Social Decisions without Social Preference" in M. Kaser (ed.), *Planning and Market Relations*, 1971.
- (D-5) "General Equilibrium with Public Goods", in J. Margolis and H. Guitton (ed.), *Public Economics*, 1969.
- (D-6) Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, 1957.
- (D-7) "A Theory of Bureaucracy", *American Economic Review*, May, 1965.
- (F-1) Forte, F., "Should 'Public Goods' Be Public", *Papers on Non-Market Decision-Making*, Fall, 1967.
- (H-1) Head, J. G., "Public Goods and Public Policy", *Public Finance*, No. 3, 1962.
- (H-2) "On Merit Goods", Mar. 1966.
- (H-3) Head, J. G. & Shoup, C. S., "Public Goods, Private Goods and Ambiguous Goods", *Economic Journal*, Sep., 1969.
- (H-4) Hoffman, R. N., "A Note on Demand for Public Goods", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, No. 2, Feb., 1969.
- (L-1) Lindblom, C. E., "The Science of Muddling Through", *Public Administration Review*, vol. 19, 1959.
- (L-2) "Decision-Making in Taxation and Expenditures", *Public Finance*, 1961.
- (L-3) "Tinbergen on Policy Making", *Journal of Political Economy*, vol. 66, 1958.
- (M-1) Margolis, J. & Guitton, H. (ed.), *Public Economics*, MacMillan, 1969.
- (M-2) Minasian, J. R., "Television Pricing and the Theory of Public Goods", *Journal of Law and Economics*, vol. 7, 1964.
- (M-3) "Public Goods in Theory and Practice Revisited", *Journal of Law and Economics*, vol. 10, 1967.
- (M-4) Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance*, 1961.
- (M-5) "Provision for Social Goods", in J. Margolis and H. Guitton (ed.), *Public Economics*, 1969.
- (M-6) "Cost-Benefit Analysis and the Theory of Public Finance", *Public Administration Review*, 1969.
- (M-7) Musgrave, R. A. & Peacock, A. T. (ed.), *Classics in the Theory of Public Finance*, MacMillan, 1964.
- (O-1) Olson, M., *The Logic of Collective Action*, 1965.
- (O-2) "The Principles of 'Fiscal Equivalence': The Division of Responsibilities among Different Level of Government", *American Economic Review*, May, 1969.
- (P-1) Peston, M., *Public Goods and the Public Sector*, MacMillan, 1971.
- (S-1) Samuelson, P. A., "The Pure Theory of Public Expenditure" *Review of Economics and Statistics* Nov., 1954.

公共財の理論

- (S-2) "Diagrammatic Exposition of a Theory Public Expenditure", Review of Economics and Statistics, Nov., 1955.
- (S-3) "Aspects of Public Expenditure Theory" Review of Economics and Statistics, 1958.
- (S-4) "Public Goods and Subscription T.V.", Journal of Law and Economics, 1964.
- (S-5) "Pitfalls in the Analysis of Public Goods", Journal of Law and Economics, 1967.
- (S-6) Schick, A., "Systems Politics and Systems Budgeting", Public Administration Review, 1969.
- (S-7) Schultz, C. L., The Politics and Economics of Public Spending, 1968.
- (S-8) Steiner, P. O., "The Public Sector and Public Interest", in PPBS Compendium of Papers, USGPO, 1969.
- (T-1) Tibout, C. M., "A Pure Theory of Local Expenditure", Journal of Political Economy, Oct., 1956.
- (T-2) Tollison, R. D., "Consumption Sharing and Non-Exclusion Rule", Economica, Aug., 1972.
- (T-3) Tullock, G., Private Wants and Public Means, 1970.
- (W-1) Weisbrod, B. A., "Collective Action and Distribution of Income" in PPBS Compendium of Papers, 1969.
- (W-2) "Collective-Consumption Services of Individual-Consumption Goods", Quarterly Journal of Economics, 1964.
- (W-3) Willams, A., "The Optimal Provision of Public Goods in a System of Local Government", Journal of Political Economy, 1966.
- (Z-1) Zeckhauser, R., "Uncertainty and the Need for Collective Action", in PPBS Compendium of Papers, 1969.
- (Z-2) Zeckhauser, R. & Olson, M., "Collective Goods, Comparative Advantage and Alliance Efficiency", in Mackean, R. N. (ed.), Issues in Defence Economics, Colombia, U. P., 1967.

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)